

わいせつ行為の根絶に係る 校内ルール

令和3年度（2021年度） 長野県松川高等学校

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は管理職等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・ 部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 生徒と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、下記の相談窓口へ通報・連絡をする。

校内相談窓口

松川高校教務室（直通） 0265-37-3294

メール: matsukawa-hs@pref.nagano.lg.jp

校外相談窓口

学校生活相談センター 0120-0-78310（無料・24時間受付）

メール: gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

子ども支援センター 子ども専用ダイヤル 0800-800-8035（無料）

大人用ダイヤル 026-225-9330

[（月）～（土） 10:00～18:00（日・祝・年末年始休み）]

メール: kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp